

福井坂井地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の公表に関する条例

平成 18 年 1 月 25 日

条 例 第 1 号

改正 令和 2 年 3 月 26 日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(取りまとめの時期)

第 2 条 管理者は、毎年 11 月の末日までに、前年度における人事行政の運営の状況を取りまとめなければならない。

(取りまとめ事項)

第 3 条 前条の規定により管理者が取りまとめなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。))に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 任用に関する状況
- (2) 給与の状況
- (3) 勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 分限及び懲戒の状況
- (5) サービスの状況
- (6) 研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他管理者が必要と認める事項

(福井県からの報告)

第 4 条 管理者は、毎年 8 月の末日までに、公平委員会の事務を委託している福井県から、前年度における業務の状況のうち、次に掲げる事項について報告を受けるものとする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表の時期)

第 5 条 管理者は、第 2 条の規定による取りまとめを行い、及び前条の報告を受けたときは、毎年 12 月の末日までに、第 2 条の規定により取りまとめた事項の概要及び前条の報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第 6 条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合公告式条例(昭和 45 年条例第 2 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。